

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第4項	×	
第4条の2	第3項	i、iii	
第74条	第2項	iii	
第74条	第3項	iii	
第74条	第4項	iii	
第74条	第5項	iii	
第74条の2	第1項	iii	
第74条の2	第2項	iii	
第74条の2	第3項	iii	
第74条の2	第5項	iii	
第74条の2	第6項	iii	
第74条の2	第10項	iii	
第75条	第2項	iii	
第75条	第3項	iii	
第75条	第5項		準用規定
第76条	第2項	iii	
第76条	第3項	iii	
第76条	第4項		準用規定
第77条		iii	
第80条	第2項	iii	
第80条	第3項	iii	
第80条	第4項		準用規定
第81条	第2項		準用規定
第82条	第1項	iii	
第82条	第2項	iii	
第86条	第2項	iii	
第86条	第3項	iii	
第86条	第4項		準用規定
第100条	第16項	×	
第100条	第17項	×	
第123条	第1項	iii	
第123条	第2項	iii	
第123条	第3項	iii	
第158条	第3項	×	
第181条	第2項	iii	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第196条	第1項	iii	
第196条	第2項	iii	
第196条	第5項	iii	
第214条		iii	
第216条		iii	
第217条	第1項	×	
第219条	第2項	×	
第220条	第1項	iii	
第220条	第2項	iii	
第220条	第3項	iii	
第230条	第2項	iii	
第231条		iii	
第231条の3	第1項	iii	
第232条の5	第1項	iii	
第232条の6	第1項	iii	
第233条	第6項	×	
第234条	第3項	iii	
第234条の2	第1項	iii	
第234条の3		iii	
第235条	第1項	×	
第235条の3	第2項	iii	
第235条の4	第1項	iii	
第235条の4	第2項	iii	
第237条	第3項	iii	
第238条の4	第1項	iii	
第242条	第3項	iii	
第242条	第4項	iii	
第242条	第5項	iii	
第242条	第6項	iii	
第242条	第9項	iii	
第242条の2	第7項	iii	
第242条の3	第1項	iii	
第242条の3	第2項	iii	
第243条		iii	
第243条の2	第3項	iii	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第243条の2	第4項	iii		
第243条の2	第5項	iii		
第252条の2	第2項	iii、iv	a	
第252条の4	第1項	iii、iv	a	
第252条の4	第2項	iii、iv	a	
第252条の6		iii、iv	a	
第252条の7	第2項	iii、iv	a	
第252条の7	第3項			準用規定
第252条の8		iii、iv	a	
第252条の11	第2項	iii、iv	a	
第252条の13				準用規定
第252条の14	第2項	iii、iv	a	
第252条の14	第3項			準用規定
第252条の15		iii、iv	a	
第252条の17の11		x		
第252条の20	第5項			準用規定
第252条の20	第8項	iii		
第252条の28	第1項	iii		
第252条の28	第3項	iii		
第252条の32	第2項	iii		
第252条の32	第9項	iii		
第252条の35	第1項	iii		
第252条の35	第5項	iii		
第252条の36	第1項	iii		
第252条の36	第3項	iii		
第252条の36	第4項	iii		
第252条の36	第5項	iii		
第252条の38	第3項	iii		
第252条の38	第6項	iii		
第252条の39	第3項	iii		
第252条の39	第5項	iii		
第252条の39	第8項	iii		
第252条の39	第9項	iii		
第252条の39	第10項	iii		
第252条の39	第13項	iii		

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第252条の39	第14項			準用規定
第252条の40	第4項			準用規定
第252条の40	第6項			準用規定
第252条の41	第4項			準用規定
第252条の41	第6項			準用規定
第252条の42	第4項			準用規定
第252条の42	第6項			準用規定
第252条の43	第2項	iii		
第252条の43	第3項			準用規定
第252条の43	第5項			適用規定
第252条の43	第6項			準用規定
第252条の43	第9項	iii		
第252条の44				準用規定
第255条の3	第1項	ア		
第255条の5		iii		
第259条	第1項	iii		
第259条	第3項	iii		
第260条	第1項	×		
第260条	第2項	×		
第260条の2	第2項	i		
第260条の2	第5項	i		
第260条の2	第10項	i		
第263条の2	第3項	×		
第282条	第3項	×		
第285条の2	第2項	×		
第286条	第1項	iii、iv	a、g	
第286条	第2項	iii、iv	a	
第287条	第1項	iii、iv	a	
第287条の3		iii、iv	e	
第288条		iii、iv	a	
第289条		iii、iv	a	
第291条の3	第1項	iii、iv	a、g	
第291条の3	第3項	iii、iv	a	
第291条の3	第4項	iii、iv	a	
第291条の4	第1項	iii、iv	a	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第291条の4	第2項	iii、iv	a	
第291条の4	第3項	iii、iv	a	
第291条の6	第3項	iii、iv	a	
第291条の6	第5項			準用規定
第291条の6	第6項			準用規定
第291条の7	第1項	iii、iv	a	
第291条の7	第3項	x		
第291条の7	第6項			準用規定
第291条の9	第2項	iii、iv	a	
第291条の10	第1項	iii、iv	a、g	
第291条の12	第3項	iii、iv	a	
第291条の13				準用規定
第291条の14	第1項	iii、iv	a、g	
第291条の14	第2項	iii、iv	a	
第291条の14	第3項	iii、iv	a、g	
第291条の14	第4項	iii、iv	a	
第291条の15	第1項	iii、iv	a	
第291条の15	第2項	iii、iv	a	
第291条の15	第4項			準用規定
第293条	第1項	x		
第293条	第2項	x		
第294条	第3項	iii		
第296条の2	第2項	iii		
第296条の5	第2項	x		
第296条の5	第5項	x		
第298条	第2項	iii、iv	a、g	
第298条	第3項	iii、iv	a	
第299条		iii、iv	a	
第300条	第1項	iii、iv	a	
第300条	第2項	iii、iv	a、e	
第300条	第4項	iii、iv	a、e	
第300条	第5項	iii、iv	a、e	
第301条		iii、iv	a	
第308条	第1項	iii、iv	a	
第308条	第2項	iii、iv	a	

分野	2	通番	1
法律名	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第309条	第1項	iii、iv	a	
第309条	第3項	iii、iv	a、e	
第312条	第1項	iii、iv	a	
第312条	第2項	iii、iv	a、e	
第313条		iii、iv	a	
第314条	第1項			準用規定
第314条	第2項			準用規定
第315条	第1項	iii、iv	a	
第317条	第2項	iii、iv	a	
第318条				準用規定

分野	2	通番	2
法律名	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	iii, iv	a	
第4条	第2項	iii		
第4条	第3項	iii, iv	e	
第4条	第4項	iii		
第4条	第6項	iii		
第4条	第7項	iii, iv	e	
第4条	第8項	iii		
第4条	第9項	iii		
第4条	第10項	iii		
第4条	第12項	iii		
第4条	第13項	iii		
第4条	第14項	iii		
第4条	第15項	iii		
第4条	第16項	iii		
第4条	第19項	iii		
第4条	第20項	iii, iv	e	
第5条	第2項	iii		
第5条	第3項	iii		
第5条	第4項	iii, iv	e	
第5条	第5項	iii		
第5条	第7項	iii		
第5条	第8項	iii		
第5条	第9項	iii, iv	e	
第5条	第10項	iii		
第5条	第11項	iii		
第5条	第12項	iii, iv	e	
第5条	第13項	iii		
第5条	第16項	iii		
第5条	第17項	iii		
第5条	第18項	iii, iv	e	
第5条	第19項	iii		
第5条	第20項	iii		
第5条	第21項	iii		
第5条	第22項	iii		
第5条	第23項	iii		

分野	2	通番	2
法律名	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第24項	iii, iv	e	
第5条	第25項	iii		
第5条	第28項	iii		
第5条	第30項			準用規定
第6条	第1項	iii		
第6条	第3項	iii		
第6条	第4項	iii		
第6条	第5項	iii		
第6条	第6項	iii		
第6条	第8項	iii		
第6条	第10項			準用規定
第12条	第1項	iii		
第13条	第1項	iii, iv	g	
第13条	第2項			準用規定
第14条	第5項	iii, iv	e	
第15条	第1項	iii, iv	e	
第15条	第2項	iii, iv	e	
第20条	第3項	x		
第22条	第3項	iii, iv	a	
第23条	第3項	iii, iv	a	
第24条	第4項	iii, iv	a	
第24条	第13項			準用規定
第28条	第1項	i, iii		
第28条	第2項	i, iii		
第28条	第3項	i, iii		
第31条	第1項	iii, iv	a	
第31条	第2項	iii, iv	a	
第32条	第4項	iii, iv	a	
第32条	第5項	iii, iv	a	
第32条	第6項	iii, iv	a	
第33条	第6項			準用規定
第35条	第1項	iii, iv	a	
第35条	第2項			準用規定
第42条	第7項	iii, iv	a	
第43条		iii, iv	a	

分野	2	通番	2
法律名	市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第45条	第4項	iii, iv	a	
第45条	第5項	iii, iv	a	
第47条				準用規定
第49条	第1項	iii, iv	a	
第55条	第1項	キ		
第55条	第2項	キ		
第59条	第1項	iii		
第59条	第2項	iii		
第59条	第4項	×		
第61条	第1項	iii, iv	e	
第61条	第2項	iii		
第61条	第4項	iii		
第61条	第5項	iii, iv	e	
第61条	第6項	iii		
第61条	第7項	iii		
第61条	第8項	iii, iv	e	
第61条	第9項	iii		
第61条	第12項	iii		
第61条	第13項	iii		
第61条	第14項	iii, iv	e	
第61条	第15項	iii		
第61条	第16項	iii		
第61条	第17項	iii		
第61条	第18項	iii		
第61条	第19項	iii		
第61条	第20項	iii, iv	e	
第61条	第21項	iii		
第61条	第23項	iii		
第61条	第24項	iii		
第61条	第25項			準用規定
第63条	第2項			準用規定
第64条	第2項	×		

分野	2	通番	3
法律名	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第5項	×		
第4条	第6項	×		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項			準用規定
第12条	第5項	×		
第12条	第6項	×		
第12条	第7項	×		
第12条	第9項	×		
第13条	第3項			準用規定
第15条	第2項	iv	e	
第18条	第1項	v		
第18条	第2項			医療法の準用規定
第19条	第2項	×		
第20条	第1項	i		
第20条	第4項	×		
第20条	第6項	×		
第20条	第8項	×		
第24条	第2項	iii		
第24条	第3項	iii		
第24条	第5項	iii		
第24条	第6項	×		
第30条	第2項	×		
第30条	第3項	×		

分野	2	通番	4
法律名	地域再生法(平成十七年法律第二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項		準用規定
第14条	第2項	×	
第14条	第6項	×	
第15条	第3項	ア	
第18条	第2項	ア	
第19条	第6項	×	

分野	2	通番	5
法律名	住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条		キ	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第5条の2	第1項	×	
第5条の2	第3項	×	
第5条の2	第4項	×	
第5条の2	第5項	×	
第5条の2	第6項	×	
第6条	第2項	キ	
第8条	第1項	×	
第9条	第1項	キ	
第9条	第2項	キ	
第10条	第1項	×	

分野	2	通番	6
法律名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iii		
第3条	第5項	iv	a	
第3条	第6項	iv	a,e	
第3条	第7項	iii		
第3条	第8項	iv	a	
第8条		iv	a	
第9条	第2項			準用規定
第10条	第2項			準用規定
第11条		iv	a	
第12条		iv	a	
第13条		iv	a	
第14条		iv	a	
第15条	第2項	iv	a	
第15条	第3項	iv	a	
第16条		iv	a	
第17条	第4項	iv	a	
第17条	第6項			準用規定
第18条	第1項	iv	a	
第18条	第5項	iv	a	
第20条	第1項	iv	a	
第21条		iv	a	
第29条	第2項	iv	a	
第30条	第1項	iv	a	
第30条	第2項	iv	a	
第31条	第1項	iv	a	
第31条	第2項	iv	a	
第33条		iv	a	
第35条	第1項	iv	d	
第35条	第2項	iv	d	
第38条	第1項	x		
第38条	第3項	iv	d	
第44条	第1項	iv	d	
第44条	第2項	iv	d	
第47条	第3項	ア		
第50条	第1項	iv	d	

分野	2	通番	6
法律名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第50条	第2項	×		
第51条	第1項	iv	d	
第51条	第3項	iv	d	
第57条	第1項	iv	a	
第57条	第2項	iv	a,e	

分野	2	通番	7
法律名	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	d	
第3条	第1項	iv	d	
第3条	第2項	iv	d	
第3条	第4項	x		
第3条	第5項			準用規定
第4条	第3項	x		

分野	2	通番	8
法律名	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第2項	×		
第12条	第1項	i		
第12条	第2項	ア		
第12条	第3項	ア		
第17条の3		×		
第17条の4		×		
第25条	第5項			準用規定
第26条	第3項	iv	a	
第29条	第2項	×		
第34条	第5項			準用規定
第41条	第2項	ア		
第41条	第3項	ア		
第43条	第4項	ア		

分野	2	通番	9
法律名	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	iii	
第4条	第2項	iii	
第6条	第1項	iii	
第6条	第2項	iii	
第7条	第2項	iii	
第7条	第4項	iii	
第9条	第3項	iii	
第9条	第4項	iii	
第9条	第5項	iii	
第10条	第1項	iii	
第10条	第2項	iii	
第13条の2		iii	
第14条	第2項	iii	

分野	2	通番	10
法律名	地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条の2	第11項			準用規定
第17条		iii		
第17条の2	第1項	iii		
第17条の2	第2項	iii		
第18条	第2項	iii		
第18条の2	第2項	iii		
第19条		iii		
第20条	第1項	iii		
第20条	第2項	iii		
第20条	第3項	iii		
第26条	第2項	iii		
第29条	第2項	iii		
第29条	第3項	iii		
第32条	第1項	iii		
第32条	第3項	iii		
第32条	第4項	iii		
第32条	第5項	×		
第32条	第6項	×		
第32条の2		iii		
第34条				準用規定
第37条	第2項	×		
第39条の2	第4項			準用規定
第39条の2	第5項	×		
第39条の3	第1項			適用規定
第39条の3	第2項			準用規定
第39条の3	第3項			準用規定

分野	2	通番	11
法律名	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第3項	i	
第7条		i	
第8条	第1項	i	
第8条	第3項	i	
第14条	第1項	i	
第14条	第2項	i	
第17条	第1項	i	
第25条	第1項	i	
第25条	第2項	i	
第28条	第3項	i	
第28条	第4項	i	
第30条	第3項		準用規定
第66条	第2項	i	
第66条	第3項	i	
第66条	第7項	i	
第71条	第2項	i	
第71条	第8項	i	
第72条	第1項	i	
第78条	第2項	i	
第78条	第3項	i	
第79条		i	
第88条	第2項	ア	
第90条	第4項	i	

分野	2	通番	12
法律名	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条の2	第1項	iii	
第14条	第1項	iii	
第15条		iii	
第17条	第3項	iii	
第17条	第4項	iii	
第19条	第1項	iii	
第19条	第2項	iii	
第20条		×	
第21条	第1項	iii	
第21条	第2項	iii	
第21条	第3項	iii	
第22条	第2項	iii	
第22条	第5項	iii	
第23条	第1項	×	
第23条	第4項	×	
第23条	第5項	×	
第23条	第6項	×	
第23条	第7項	×	
第23条	第8項	×	
第25条	第4項	×	
第25条	第5項	iii	
第25条	第6項	×	
第34条	第3項	iii	
第39条	第3項	iii	
第40条	第1項	iii	
第42条		iii	
第49条	第1項	ア	
第49条	第3項	ア	
第49条	第4項	ア	
第50条	第1項	ア	
第50条	第3項	ア	
第53条	第7項	ア	
第55条	第1項	iii	
第55条	第2項	iii	
第55条	第3項	iii	

分野	2	通番	12
法律名	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第55条	第4項	iii	
第55条	第5項	iii	
第55条の2	第2項	iii	
第55条の2	第4項	iii	
第55条の2	第5項	iii	

分野	2	通番	13
法律名	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第3項	iii	
第3条	第3項		準用規定
第6条	第1項	iii	
第6条	第2項	iii	
第6条	第4項		準用規定
第10条	第3項	iii	
第11条	第2項		準用規定
第18条	第2項	iii	
第18条	第4項		準用規定

分野	2	通番	14
法律名	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第115条	第1項	iii, iv	a	
第115条	第2項	iii, iv	a	
第116条	第1項	iii, iv	a	
第116条	第3項	iii, iv	a	
第144条の31		iv	a	
第166条	第6項	iii, iv	a	
第166条	第7項			準用規定
第167条	第4項	iii		
第170条の2		iv	a	

分野	2	通番	15
法律名	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第50条		iv	a	

分野	2	通番	16
法律名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	iii	
第4条	第1項	iii	

分野	2	通番	17
法律名	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	iii	
第3条	第1項	iii	
第10条	第4項	iii	

分野	2	通番	18
法律名	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	iii	
第6条	第3項	iii	
第7条	第4項		準用規定

分野	2	通番	19
法律名	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第3項	iii	
第4条	第1項	iii	
第4条	第3項	iii	
第4条	第4項	iii	
第5条	第2項		準用規定